

# 令和4年11月定例教育委員会資料

令和4年11月21日(月曜日)

奄美市教育委員会

# 令和4年11月定例教育委員会

開会の日時：令和4年11月21日(月曜日) 午前10時～10時50分

会議の場所：本庁舎6階第中会議室

出席した委員及び事務局職員等の氏名

教 育 長	村 田 達 治	教 育 部 長	石 神 康 郎
		教 育 総 務 課 長	信 島 賢 誌
委 員	元 井 孝 信	学 校 教 育 課 長	小 出 水 明 洋
		学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	川 畑 良 二
委 員	西 正 和	生 涯 学 習 課 長	寿 山 一 昭
		文 化 財 課 文 化 財 係 長	伊 集 院 正
委 員	荒 田 朋 寿	ス ポ ー ツ 推 進 課 長	田 中 巖
		住 用 地 域 教 育 課 長	宅 間 道 和
		笠 利 地 域 教 育 課 長	長 井 和 揮
		企 画 総 務 係 長	川 上 美 希 子

会議の順序

## 1 開 会

## 2 議 事

- (1) 「10月定例教育委員会議事録の承認」について
- (2) 委員、教育長等の業務報告について
- (3) 報告第5号 子供たちの元気活動応援事業助成金交付要綱の制定について
- (4) 報告第6号 奄美市教育、文化及び芸術の各種大会参加費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
- (5) 報告第7号 奄美市立奄美博物館運営委員会委員の委嘱について

## 3 その他

## 報告第5号

子供たちの元気活動応援事業助成金交付要綱の制定について

子供たちの元気活動応援事業助成金交付要綱を次のように制定したので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年奄美市教育委員会規則第1号）第22条第2項の規定により、教育委員会に報告し、承認を求める。

令和4年11月21日

奄美市教育委員会教育長 村田 達治

子供たちの元気活動応援事業助成金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各種活動が制限される中、学校や地域の仲間との交流機会を促進し、元気な笑顔と思い出づくりの自主活動を応援するため、予算の範囲内において、子供たちの元気活動応援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、奄美市補助金等交付規則（平成18年奄美市規則第40号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（助成金交付対象者）

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成金交付対象者」という。）は、次の各号に該当する者が5人以上参加する子ども会、PTA及びスポーツ少年団等の社会教育団体又は学校、学年、クラス及び部活動単位とする。ただし、助成金に関しては、各団体の長へ支給する。

(1) 奄美市内の小学校及び中学校に在籍する児童・生徒

(2) 奄美市内にある県立高等学校に在籍する生徒

(対象事業)

第3条 対象事業は、助成金交付対象者が実施する次の表に定める元気活動事業及び元気活動事業が含まれる通常活動事業とし、対象事業経費が3万円以上の事業とする。

	区 分	内 容
元 気 活 動 事 業	交流活動	交流会，親睦会又はレクリエーション活動をとおして交流を深める活動
	体験活動	自然，文化又は歴史について体験をとおして学ぶ活動
	文化・芸術・スポーツ活動	コンサート，芸術イベント，スポーツ大会を開催するなど，文化・芸術・スポーツにふれあう活動
	制作活動	記念品やプレゼント制作をとおして思い出づくりの活動
通 常 活 動 事 業	各種文化・スポーツ大会遠征	大会参加，合宿，遠征 ※ ただし，元気活動事業内容を取り入れること。

2 前項に規定する事業にかかわらず，国，県又は本市における他の補助金を受けている事業は，交付の対象から除く。

(対象事業経費)

第4条 対象事業経費は，次の各号に掲げる経費とする。

(1) 講師への謝金等

(2) 記念品，プレゼント代等

(3) 活動に際し必要な旅費，講師招へいなどの旅費等

(4) 活動で使用する消耗品費，食糧費等

(5) 活動に必要な輸送費，手数料等

(6) 記念品制作などの委託料等

(7) 活動で使用する備品のリース代，会場使用料等

(8) 制作活動で使用する材料費等

(9) その他市長が事業に必要と認める経費

(助成金の額)

第5条 助成金の額は，次のとおりとする。

(1) 対象事業に5人参加の場合は3万円とする。ただし、6人以上参加の場合は、1人増えるごとに2,500円を加算し、10万円を上限とする。

(2) 前号の額と対象事業経費を比較して少ない方の額とする。

(3) 対象事業を実施する際、貸切バス等（ジャンボタクシー含む。）利用の場合は、一台あたり3万円を上限として追加助成することができる。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 団体の構成員名簿

(2) 事業計画書

(3) 収支予算書

(4) その他市長が必要と認める書類

2 助成金の申請期間は、令和4年10月3日から令和5年3月20日までとする。

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めたときは、助成金の交付を決定し、その旨を助成金交付決定通知書（以下「決定通知」という。）により申請人に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、必要があると認めたときは、条件を付する

ことができる。

(申請の取下げ)

第8条 決定通知を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、決定通知の内容又はこれに付した条件に不服があるときは、決定通知を受けた日から起算して10日を経過する日までに、市長と協議して申請を取り下げることができる。

2 前項の規定以外の理由により事業を実施できなくなった場合も、市長と協議して申請を取り下げることができる。

(事業内容の変更)

第9条 助成事業者は、第7条の決定通知を受けた事業内容について、次の各号のいずれかに該当する変更が生じたときは、計画変更承認申請書を市長に提出してその承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(1) 予算を変更しようとするとき。

(2) 内容を変更又は中止しようとするとき。

2 前項の承認は、計画変更により助成金の額に変更を生じる場合には、助成金変更交付決定通知書、その他にあつては、計画変更承認通知書により通知する。

(実績報告)

第10条 助成事業者は、事業の完了日から14日以内に実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書

(2) 収支精算書

(3) 領収証等の収支の状況を明らかにする書類の写し

(4) 事業の実施状況が確認できる写真

(5) その他市長が必要と認める書類

(助成金額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告を受けた場合には、関係書類を審査し、又は必要に応じて現地確認検査等を行い、事業の成果が助成金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付確定通知書により助成事業者に通知する。

(助成金の請求及び交付)

第12条 助成事業者が助成金を請求しようとするときは、請求書に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、助成金の概算払を受けようとするときは、助成金概算払申請書に請求書及び市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、概算払することが適当であると認めるときは、助成金交付決定額の範囲内において助成金を交付する。

(経費の流用の禁止)

第13条 助成事業者は、助成金を当該助成事業以外の目的に流用してはならない。

(市長の指示等)

第14条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了の見込みがないと認めるときは、その理由及び助成事業の遂行状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を求めなければならない。

(助成金の返還)

第15条 市長は、助成金の交付を受けた者が虚偽の申請その他不正の行為により助成金の交付を受けていると認めるとき、又はこの要綱に規定する義務に違反していると認めるときは、当該交付した助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(様式)

第16条 この要綱の施行に必要な様式等は、別に定める。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行し、令和5年3月31日限りその効力を失う。ただし、第15条の規定に係る助成金の返還については、同日以降もその効力を有する。

## 報告第 6 号

奄美市教育，文化及び芸術の各種大会参加費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

奄美市教育，文化及び芸術の各種大会参加費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように制定したので，奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成 18 年奄美市教育委員会規則第 1 号）第 22 条第 2 項の規定により，教育委員会に報告し，承認を求める。

令和 4 年 11 月 21 日

奄美市教育委員会教育長 村田 達治

奄美市教育，文化及び芸術の各種大会参加費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

奄美市教育，文化及び芸術の各種大会参加費補助金交付要綱（平成 26 年奄美市教育委員会告示第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び中学校」を「，中学校及び高等学校」に改める。

第 4 条第 1 項第 1 号ただし書中「全国」を「九州大会の上位」に改め，同項第 2 号を次のように改める。

（2） 運搬費 10 万円以上の運搬費に限り，2 分の 1 の額とする。ただし，九州大会は 1 大会当たり 20 万円，九州大会の上位大会は 1 大会当たり 30 万円を上限額とする。

第 5 条中「（別記第 1 号様式）」を削る。

第6条中「（別記第2号様式）」を削る。

第7条中「（別記第3号様式。以下「実績報告書」という。）」を削る。

第8条を第9条とし，第7条の次に次の1条を加える。

（様式）

第8条 この要綱の施行に必要な様式等は，別に定める。

別記第1号様式から第3号様式までを削る。

#### 附 則

- 1 この要綱は，令和4年8月1日から施行する。
- 2 改正後の奄美市教育，文化及び芸術の各種大会参加費補助金交付要綱第4条の規定は，この要綱の施行の日以後の交付の申請について適用し，同日前の交付の申請に係る補助金については，なお従前の例による。

## 報告第 7 号

### 奄美市立奄美博物館運営委員会委員の委嘱について

このことについて、奄美市立奄美博物館運営委員会規則（平成 18 年 3 月 20 日教育委員会規則第 35 号）第 3 条及び第 4 条の規定により、別紙のとおり奄美市立奄美博物館運営委員会委員を委嘱したので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成 18 年奄美市教育委員会規則第 1 号）第 22 条第 2 項の規定により、教育委員会に報告し、承認を求める。

令和 4 年 11 月 21 日提出

奄美市教育委員会教育長 村田 達治

# 奄美市立奄美博物館運営委員会委員名簿

委嘱委員（任期：令和3年10月1日～令和5年9月30日）

	氏名	住所	役職	専門分野／経歴等
歴史	岩多 雅朗	〒894-0041 奄美市名瀬朝仁町 873 番地 35		専門分野: 古地図 職 業: 鹿児島県土地区画整理協会職員(再任用) 所 属 等: 奄美郷土研究会
自然	興 克樹	〒894-0045 奄美市名瀬平松町 99 番地 1	副会長	専門分野: サンゴ礁生態・水中生物 職 業: TIDA 企画代表 所 属 等: 奄美海洋生物研究会会長
自然	奥 ほずみ	〒894-0042 奄美市名瀬朝仁新町 14-14		専門分野: 貝類 職 業: 奄美パーク 所 属 等:
文化	鈴木 るり子	〒894-0046 奄美市名瀬小宿 2205-2		専門分野: 郷土料理・暮らし(名瀬・宇検)・シマグチ 職 業: 所 属 等:
自然	田畑 満大	〒894-0041 奄美市名瀬朝仁新町 6-8		専門分野: 植物形態・分類 職 業: 元小学校教諭 所 属 等:
自然	常田 守	〒894-0036 奄美市名瀬長浜町 29-3		専門分野: 野鳥・植物・生態系 職 業: 歯科技工士・写真家 所 属 等: 奄美自然環境研究会会長
自然	西 真弘	〒894-0771 奄美市名瀬小湊 162-3		専門分野: 昆虫 職 業: 奄美マングースバスターズ 所 属 等: 奄美野鳥の会
文化	町 ゆかり	〒894-0005 奄美市名瀬佐大熊町 4-10		専門分野: 民俗 職 業: アマミーナ職員 所 属 等: 奄美文化財サポーターDEI DEI DEI
歴史	森 紘道	〒894-1321 奄美市住用町大字市 972-2	会 長	専門分野: 近世史・近代史 職 業: 元小学校教諭 所 属 等: 奄美博物館古文書学習会
文化	(新規) 山下 久美子	〒894-0512 奄美市笠利町大字中金久 107-2 -1		専門分野: 観光 職 業: 奄美大島観光物産連盟職員 所 属 等:

(委員の順番は五十音順)

## 【 辞職者 】

文化	久 伸博	〒894-0014 奄美市名瀬平田町 20-13	令和4年3月31 日付け辞職	専門分野: 民族全般 職 業: 奄美市職員(再任用) 所 属 等: 奄美市教育委員会 文化財課
歴史	安田 謙志	〒894-0001 奄美市名瀬大字大熊 1384 番地 4	令和4年8月 31日逝去	専門分野: 染め・織り 職 業: 花ろまん工房 所 属 等: